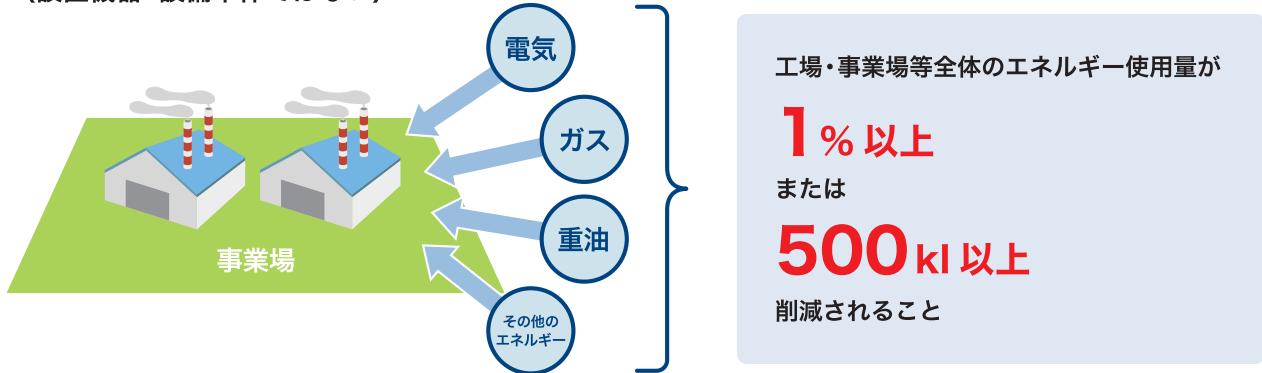


平成24年度エネルギー使用合理化事業者支援事業  
**申請を検討されている方へ**

**1 拠助対象事業**

すでにある設備・システムを置き換えることにより、事業を実施する工場・事業場等全体で省エネルギー率が1%以上、または省エネルギー量が500kI(原油換算)以上となる省エネルギー事業。  
(設置機器・設備単体ではない)



※工場・事業場等全体のエネルギー使用量と、既設設備単体のエネルギー使用量を把握して、省エネルギー計算を行ってください。

**2 拠助対象設備**

**省エネルギーに寄与する設備であること。**

(設置設備の機器指定はありません)

ただし、以下の内容を満たしている必要があります。

- ①申請設備が、元の設備の能力・出力を超えない設備  
(過剰設備、将来用設備、兼用設備、予備設備等でないこと)
- ②特定メーカーや機種を指定しての設備でないこと
- ③償却資産登録される設備(消耗品の単なる取換や修繕等は、不可)

等

**3 事業期間**

**交付決定日から平成25年1月31日まで。**

事業開始 → 3社見積 → 発注 → 工事 → 検収 → 支払い → 事業完了

交付決定日

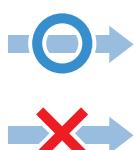
交付決定日以後に3社以上の見積り依頼・競争入札を行い、  
当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を決定する必要があります。

平成25年  
1月31日まで

**4 省エネルギー量**

**計画する省エネルギー量は必達です。**

計画時の  
省エネルギー量 **A kI**



1年後の実績

**A kIより増**

1年後の実績

**A kIより減** (未達)

事業完了後、1年間の実績(工場・事業場全体  
および設置機器・設備単体それぞれについて)  
を測定し、報告して頂きます。その結果、  
計画時の省エネルギー量に未達の場合は、  
補助金の返還となる場合があります。

当資料は、事業の概略を説明するものであって明確な要件を定義した資料ではありません。  
詳しくは「公募要領」をご確認ください。